

## 前回の新開発食品調査部会での主な意見等

項目	意見
<p>情報提供を求める仕組み(届出)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出を求める理由や必要性に応じて、強制力をもった届出とするのか、自主的な情報提供とするのかがある。今回の整理からすると、強制力を持たせる届出は、措置としては過剰になるのではないか。</li> <li>○ 届出することのメリットがないと、仕組みがうまく機能しないのではないか。</li> <li>○ 開発者等に求める情報として、ゲノムの安定性に対する情報を加えるべきではないか。</li> <li>○ 届出情報について、人の健康を損なうおそれのある情報は企業秘密にかかわらず公開すべき。</li> <li>○ 「組換えDNA技術への該当性」、「等」の多用など、相談対象の範囲が分かりにくい。限界はあるが、より明確な記述にするべき。</li> </ul>
<p>組換えDNA技術 応用食品とゲノム 編集技術応用食 品との関係</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品衛生法とカルタヘナ法において、規制の対象となる組換えDNA技術に相当するゲノム編集技術の範囲が異なっていることも含め、組換えDNA技術応用食品とゲノム編集技術応用食品との関係について、混乱しないよう説明の仕方を工夫すべき。また、リスクコミュニケーションの際においても同様。</li> </ul>
<p>リスクコミュニケーションについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「安全性に関する消費者の十分な理解を深める」(調査会報告書165行目)という記載があるが、これが、安全であることの理解を求めること、ととられないよう配慮すべき。</li> </ul>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海外の情報(参考資料1-3)において、EUがGMO非該当としている「従来から多く利用され長い安全性の記録のある突然変異誘発技術」の範囲は何か。</li> </ul>